

鹿児島県公共建築物等木材利用促進方針の概要

1 策定に当たっての基本的考え方

- ・本県においては、平成13年度に「木材利用庁内推進会議」を設置し、「公共施設等木材利用推進方針」を定め、木材利用を全庁的に推進しているところ
- ・国の基本方針及び当該方針を踏まえて策定

◎「公共施設等木材利用推進方針」の概要

1 趣旨

県が整備する公共施設などにおける木材利用を積極的に推進

2 基本方針

- ① 県が整備する公共施設等については、可能な限り木造化・木質化を推進
- ② 県が実施する公共土木事業については、可能な限り間伐材など木材の利用を推進
- ③ 庁内備品の整備にあたっては、木製品の導入を可能な限り推進

3 推進体制

庁内に「木材利用庁内推進会議」を設置(会長:副知事, 委員:部局長)

4 推進方法

関係各課, 推進部会及び推進会議の役割の明確化

2 方針の概要

第1 公共建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

- 本県では、人工林が着実に充実してきており、この資源を積極的に活用することは、林業・木材産業の振興はもとより、地域の森林の整備や地球温暖化の防止等に貢献。
- 公共建築物へ木材利用を促進することで、住宅など一般建築物への木材の利用拡大といった波及効果が期待。
- このため、県は市町村、関係者と連携し公共建築物への木材利用を促進。
- 木材利用に当たっては、とりわけ地域材を利用することが地域経済の活性化につながることからかごしま材の利用を促進。

第2 公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 法令で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物において木造化を促進するとともに、木造化が困難な場合でも内装等の木質化を促進。
- 市町村や関係団体等と連携を図り、木材の安定的な供給体制の整備や木材の良さ、木材利用の意義等について県民へ普及を推進。

第3 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標等

- 低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を推進。
- 内装等の木質化、木製備品の導入、公共土木事業における木材利用を推進。
- 県が補助する公共建築物等においても可能な限り木材が利用されるよう事業主体に要請。

第4 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- 需要者ニーズに対応した木材を低コストで安定的に供給するため、林業事業者や木材加工業者等と連携し、路網整備や機械化等による林業生産性の向上や木材の流通・加工体制の整備を促進。

第5 その他公共建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

- 庁内に「木材利用庁内推進会議」を設置し、全庁的に木材利用を推進。